

諮問庁：法務大臣

諮問日：平成30年6月8日（平成30年（行情）諮問第249号）

答申日：平成30年11月20日（平成30年度（行情）答申第326号）

事件名：会計検査院法27条の規定による報告（特定日付け特定番号）の一部  
開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

「会計検査院法27条の規定による報告（平成28年3月31日付け法務省会第1191号）」（以下「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定について、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分については、別表に掲げる部分を開示すべきである。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、法務大臣（以下「法務大臣」、「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った平成30年4月20日付け法務省会第1257号による一部開示決定（以下「原処分」という。）について、不開示部分及び理由は不当であるので、その取消しを求める。

#### 2 審査請求の理由

##### （1）審査請求書

御省（法務省を指す。以下、第2の2（1）において同じ。）は、審査請求人に開示した平成28年3月31日付け「法務省会第1191号」において被疑者の氏名、監督者の官職、氏名、監督機関、被疑事実の発生日、被疑事実の詳細のうち被疑者の行為の具体的な内容、被疑事実の発生に関する期間及び日付、被疑者の経歴、被疑事実発覚の端緒、被疑事実発覚後の処置、損害の補てん状況、被疑者に対する刑事訴訟の進行状況及び関係者に対する懲戒処分等の状況を「個人に関する情報」と位置づけ、法に基づき、非開示とした。

しかしながら、上記の各非開示情報は、職務従事者による不正行為の記録というだけにとどまらず、行政活動の適正さを損ない、あるいは行政活動が適正に執行されていないのではないかとの不信感を惹起するに足る事情にも当たる。黒塗りにされた以外の部分を読めば、事件発生は特定法務局A出張所、B出張所の2か所に及び、また一定期間、不正が継続していたこともうかがわれる。被疑者は公務員ではないことがうかがわれるものの、本来、公務員の選定及び罷免は、憲法15条が保証す

る国民固有の権利なのであって、被疑者の氏名から事案の内容等まで十把一からげに非開示にしてしまえば、国民は主権者でありながら事実関係を知らされないことになってしまう。

また、御省は「同文書に記録されている受託事業者名及び同事業者における再発防止策の内容」も「公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある」として非開示にしたが、事業者として不正を防げなかったものの、不正の発覚を受けて再発防止策を講じた事実の何をもって当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるのか全く分からない。

そもそも、会計検査院法に基づいて会計検査院には全ての情報を報告しながら、国民からの開示請求には法の規定を曲解して非開示にするのは、ダブルスタンダードにほかならない。別紙のとおり、本件はメディアが報道しており、事件は公知の事実である。

上記検討を踏まえれば、非開示の部分を取り消すか、少なくとも非開示の部分をより縮小することが相当と思われるため、審査を請求するものである。

(添付資料省略)

## (2) 意見書

ア 「3 原処分の妥当性について」「(2) 不開示情報該当性について」のア(下記第3の3(2)ア)について

そもそも本件対象文書は、特定法務局A出張所及びB出張所における受託事業者の契約社員の不正による現金亡失事件(以下、当該不正行為を「被疑事実」ともいう。)である。審査請求書に記載したとおり、本件対象文書は、単なる不正の記録にとどまらず、行政活動が適正さを損ない、あるいは行政活動が適正に執行されていないのではないかとの不信感を惹起するに足る情報である。また、受託業者に現金を取り扱わせながら、諮問庁は上記事件の発生を抑止できなかったわけであるから、諮問庁が上記のような事件の発生を抑止するため、従前どのような対策を講じていたのか、または何ら対策を講じていなかったことを主権者たる国民が知る手がかりになる情報でもある。結局のところ、諮問庁は上記契約社員ら“個人”と関連づけられる情報を十把一からげに非開示としたものであり、全体の奉仕者である割には主権者が事実関係を知る機会を不当に奪っているものと思料される。

なるほど、上記契約社員又は監督者の官職や氏名、被疑者の経歴については法5条1号に照らし、非開示とすべき情報であろう。しかしながら、被疑事実の発生日、被疑事実の詳細のうち被疑者の行為の具体的な内容、被疑事実の発生に関する期間及び日付、被疑事実

発覚の端緒，被疑事実発覚後の処置，損害の補てん状況，被疑者に対する刑事訴訟の進行状況及び関係者に対する懲戒処分等の状況を非開示にしてしまえば，国民は特定法務局 A 出張所及び B 出張所における上記事件の発生，処置等の経緯が全く分からない。会計検査院法に基づき，諮問庁は会計検査院に対しては対象文書を提出して詳しく報告しながら，主権者から開示請求を受ければ，法の解釈をゆがめ，開示を拒んでいる。

そもそも会計検査院は本件対象文書について提出者である諮問庁に開示請求の処理を移送しているところ，法の解釈に基づき非開示とすべき情報であれば同院が移送前に非開示とすればいいのであって（諮問庁には読解でき，同院には読解できない法ではないと思われる），同院が諮問庁に移送したのは，諮問庁に開示手続を進めさせるべきであると判断したと考えるのが自然であろう。

残念ながら，審査請求人は，開示されるかもしれない，あるいは開示されなかった文書の中身が分からないまま，「開示してください」と頼むしかない。よって「○○文書の××の要素は非開示でもいいが，△△の要素は開示してほしい」と具体的に主張することができない。主権者に寄り添うため，開示・非開示のギリギリのラインをどこに設定するのか，再考を願いたい。

イ 「3 原処分の妥当性について」「（2）不開示情報該当性について」のイ（下記第3の3（2）イ）について

諮問庁は不開示部分について法5条1号ただし書各号該当性を検討する中で，会計検査院が会計検査院法27条に基づく報告の一部についてはホームページ上で公表しているが，全てを公表しているわけではなく，本件対象文書の事案も公表されていないことから，本件対象文書記載の全てが法令の規定により又は慣行として公にされ，又は公表することが予定されているとはいえない旨を主張する。正直なところ，不思議な主張であると思う。要は「同院が本件対象文書の事案をホームページ上で公表していないから非開示にする」ということだろうと思われる。では，同院が本件対象文書の事案を公表していれば開示するということなのだろうか。

開示請求を受けた役所は，国民から信頼される行政を実現するため，できるだけ文書を開示するのである。会計検査院がホームページ上で本件対象文書記載の事案を公表していないことが，どうして「法令の規定により又は慣行として公にされ，又は公にすることが予定されているとはいえない」と言えるのだろうか。同院がホームページで公表すれば行政機関は非開示にしたい文書も公表しなさい，という法令があるなら是非読んでみたいものである。

会計検査院がホームページで公表するかどうかは、きちんと仕事をしていると主権者にアピールするためだけに同院がその裁量の範囲で決めているにすぎず、正直なところ、本件のような諮問庁で適切に処理すれば足りる案件に人手が足りない同院が首を突っ込むとは考えられず、よってホームページ上で公表していないにすぎない（付言すると、審査請求人は同院を担当する記者を指揮監督する立場の特定報道機関特定役職であった。）。

また、諮問庁は記者クラブに情報提供した範囲については「公にすることが予定されている事実」というが、記者クラブに情報提供した範囲の他は開示しなくてもよいという法令又は慣例があると主張するのであろうか。実は、法令や慣例などはどうでもよく、自分たちで開示する情報、開示しない情報を決め、さも法5条1号に該当するかのように装っているだけであろう。

なお、審査請求人は「本件はメディアが報道しており、事件は公知の事実である」と審査請求書に書いた。諮問庁は「これら報道機関により記事にされた情報は当省において公表した情報ではなく、報道機関の取材によるものであり、これをもって直ちに公表慣行があるものとは認められない」などとする主張するが、記事にされた情報は諮問庁が公表したものかどうか、そのいずれにせよ、それをもって公表慣行があるものと認められるかどうかは本件については重要でないのである。諮問庁が事案を発表し、報道機関が記事にしたのである。諮問庁が公表していない情報は報道機関の独自取材で獲得した情報であろうが、報道機関が取材源を秘匿すること、報道内容が常に正しいわけでもないことは、「誤報」という言葉が存在する以上、広く国民において理解されていることであろう。そこで、事案を知った主権者が事情を詳しく知ろうとする際、諮問庁に行政文書の開示を求めるのである。それはなぜか。諮問庁に全ての情報を握っているからである。諮問庁が開示請求にきちんと対応すれば、報道機関が報じた内容が真実かどうか、少なくとも開示された行政文書の範囲で分かるのである。そういう意味で、審査請求人は「本件はメディアが報道しており、事件は公知の事実である」と書いた。公知の事実となった以上は開示請求が来ますよ、そのときにきちんと対応しないと行政として信頼感を損ないますよ、というつもりで書いた。

以上、さまざまな主張を書いたが、審査請求人としては、諮問庁の主張を検討してもなお、不開示の部分を取り消すか、諮問庁が再考した結果、開示されることになった受託事業者における再発防止策の内容の一部を含め、開示部分をさらに拡張すべきとの考えに変更

はなく、取材活動の経過として、諮問庁の再考又は御審査会の判断を楽しみにしているところである。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 本件経緯

(1) 審査請求人は、処分庁に対し、平成30年2月16日付け(同月19日受領。開示請求書の記載「平成29年2月16日」は誤記と思われる。)で、法4条1項の規定に基づき、以下①ないし④の行政文書の開示を請求した。

① 会計検査院法27条に基づき法務省が会計検査院に提出した平成28年3月31日付「法務省会第1191号」

② 前記法務省会第1191号に添付した「別紙」(会計に関する事件の具体的な内容、会計に関する事件が判明後に御省(法務省)が取った対応等が具体的に分かるもの)

③ 前記法務省会第1191号を発出した後、追報告のために会計検査院に提出した平成29年1月5日付「法務省会第6号」に添付した「別紙」

④ 前記法務省会第6号を発出した後、追報告のために会計検査院に提出した平成29年2月3日付「法務省会第328号」に添付した別紙

(2) 本件開示請求のあった上記①ないし④の文書のうち、③及び④については、審査請求人が平成29年11月16日付け会計検査院事務総長宛て開示請求し、同年12月19日付け会計検査院から法務省へ移送された開示請求に含まれる文書と重複しており、審査請求人から取下げの意思表示を確認したため、処分庁は、残る①及び②の開示請求対象文書(本件対象文書)について、平成30年4月20日付けで一部開示決定(原処分)を行った。

本件は、この原処分に対し、審査請求人から、平成30年5月12日付け(同月14日受領)で、処分庁が行った原処分において不開示とした部分の開示を求めるとする趣旨の審査請求がなされたものである。

#### 2 審査請求人の主張

審査請求人は、審査請求書において、原処分が法5条1号及び2号イに該当するとして不開示とした部分について、「非開示の部分を取り消すか、少なくとも非開示の部分をもっと縮小することが相当と思われるため、審査を請求するものである。」として、原処分を取り消し、全部又は一部を開示するよう求めていることから、以下において、原処分の妥当性について検討する。

#### 3 原処分の妥当性について

##### (1) 本件対象文書について

本件対象文書は、会計検査院法27条の規定により法務大臣から会計

検査院長宛て発出された、特定法務局 A 出張所及び B 出張所における受託事業者の契約社員の不正による現金亡失事案についての報告書である。

なお、同条は、会計検査院の検査を徹底させる趣旨から、会計に係りのある犯罪の発覚及び財産亡失の場合における事故報告義務が規定されているものである。

## (2) 不開示情報該当性について

### ア 法 5 条 1 号 該当性

本件開示対象文書には、被疑者の氏名、監督者の官職、氏名、監督期間、被疑事実の発生日、被疑事実の詳細のうち被疑者の行為の具体的な内容、被疑事実の発生に関する期間及び日付、被疑者の経歴、被疑事実発覚の端緒、被疑事実発覚後の処置、損害の補てん状況、被疑者に対する刑事訴訟の進行状況及び関係者に対する懲戒処分等の状況が記録されている。

当該情報のうち、被疑者の氏名については、法 5 条 1 号の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。また、監督者の官職、氏名、監督期間、被疑事実の発生日、被疑事実の詳細のうち被疑者の行為の具体的な内容、被疑事実の発生に関する期間及び日付、被疑者の経歴、被疑事実発覚の端緒、被疑事実発覚後の処置、損害の補てん状況、被疑者に対する刑事訴訟の進行状況及び関係者に対する懲戒処分等の状況については、同号の個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名その他の記述により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であり、全体として同号の不開示情報に該当する。

### イ 法 5 条 1 号 ただし書 該当性

次に、原処分において法 5 条 1 号に該当するとして不開示とした部分につき、同号ただし書各号（「各号」は原文のまま）該当性を検討する。

#### (ア) 法 5 条 1 号 ただし書 イ 該当性

本件対象文書は、上記のとおり会計検査院法 27 条に基づく報告であり、同報告の対象となる事案のうち一部の事案については同院のホームページ上で公表されているものの、全ての事案が公表を予定されているものではなく、本件対象文書の事案についても公表されていない。よって、本件対象文書記載の全てが、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されているとはいえないものである。

ただし、本件対象文書記載の事案については、平成 27 年 3 月 13 日及び同年 5 月 15 日に、特定法務局から記者クラブへの資料提

供により公表されており、この公表の限度では既に一般に公にされ、又は公にすることが予定されている事実といえる。そこで、同公表の内容を確認すると、被疑者の氏名及び経歴、監督者の官職、氏名及び監督期間については、受託事業者の元契約社員であるとの記載にとどまり、具体的な氏名、経歴及び監督者に関する情報は公表されていない。また、監督者の監督期間、被疑事実の発生日、被疑事実の発生に関する期間及び日付、被害金額については、本件対象文書に記載された本件被疑事実の発生期間及び被害金額に関する情報の一部のみを公表しており、加えて、被疑者の行為の具体的な内容、被疑事実発覚の端緒、被疑事実発覚後の処置、損害の補てん状況、被疑者に対する刑事訴訟の進行状況及び関係者に対する懲戒処分等の状況等事案の詳細に及ぶ事実については、公表されていない。

本件対象文書中、同公表資料に記載された内容は法5条1号ただし書イに該当するものとして開示しており、その他不開示部分には同号ただし書イの「法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」が含まれているとは認められない。

なお、本件審査請求人は、「本件はメディアが報道しており、事件は公知の事実である。」旨主張しているが、これらの報道機関により記事にされた情報は当省において公表した情報ではなく、報道機関の取材によるものであり、これをもって直ちに公表慣行があるものとは認められないから、法5条1号ただし書イに該当するものとはいえず、不開示とすることが相当である（参考答申：平成29年度（行情）答申第347号）。

（イ）法5条1号ただし書口該当性

本件対象文書に記載されている情報は、いずれも、人の生命、健康、生活又は財産を保護するために、何人に対しても公表することが必要であるとは認められないので、法5条1号ただし書口には該当しない。

（ウ）法5条1号ただし書ハ該当性

本件対象文書に記載されている被疑者はいずれも公務員ではなく受託事業者の契約社員であり、公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る情報には当たらないため、法5条1号ただし書ハには該当しない。

なお、審査請求人は、「被疑者は公務員ではないことがうかがわれるものの、本来、公務員の選定及び罷免は、憲法15条が保証する国民固有の権利なのであって、被疑者の氏名から事案の内容等まで十把一からげに非開示にしまえば、国民は主権者でありなが

ら事実関係を知らされないことになってしまう。」旨主張するが、上述のとおり、被疑者は公務員ではなく、仮に本件被疑者が公務員であったとしても、被疑事実の内容及び懲戒処分又は監督措置を受けることは、被疑者に分任された職務遂行の内容に係る情報とは認められず、法5条1号ただし書八には該当しないから、不開示とすることが相当である。

ウ 法6条2項の部分開示の可否について

法5条1号に該当するとして不開示とした情報のうち、被疑者の氏名については、法6条2項の氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分に当たるので、これを部分開示することはできない。

また、監督者の官職、氏名、監督期間、被疑事実の発生日、被疑事実の詳細のうち被疑者の行為の具体的な内容、被疑事実の発生に関する期間及び日付、被疑者の経歴、被疑事実発覚の端緒、被疑事実発覚後の処置、損害の補てん状況、被疑者に対する刑事訴訟の進行状況及び関係者に対する懲戒処分等の状況については、これらを公にした場合、当時の同僚、知人その他の関係者においては、当該被疑者が誰であるかを特定することができ、その結果、開示部分と相まって、当該被疑事実の内容や被疑事実の詳細等被疑者にとって知られたくない機微な情報がそれら関係者に知られることになり、個人の権利利益が害されるおそれがあると認められるので、これを部分開示することはできない。

エ 法5条2号イ該当性

原処分において不開示とした受託事業者名については、上記記者クラブへの公表資料に含まれておらず、特定法務局のホームページ上において公表している乙号事務（登記簿等の公開に関する事務。以下同じ。）の委託先事業者の情報には当該受託事業者のみではなく他事業者も含まれることから、既に当省から公表されている情報をもって当該受託事業者名を特定することはできず、公にされていない情報といえる。審査請求人は、「事業者として不正を防げなかったものの、不正の発覚を受けて再発防止策を講じた事実の何をもって当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるのか全く分からない。」旨主張するが、当該受託事業者名を公にすることにより、当該受託事業者において不祥事が発生したことが公になれば、当該受託事業者の社会的信用を低下させ、同業他社との競争関係において不利益を被るおそれが生ずるなど、法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められるから、当該受託事業者名は、法5条2号イに該当し、不開示



とすることが相当である。

なお、処分庁において再検討した結果、原処分において不開示とした受託事業者における再発防止策の内容のうち、当該受託事業者における人員体制等の具体的措置が明らかになる記載以外の情報については、当該情報が公になったとしても、当該受託事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものではなく、法5条2号イの不開示情報に該当しないものと判断したことから、同条1号の不開示情報に該当する部分を除き、開示することとした。

#### 4 結論

以上のことから、一部追加開示することとした受託事業者における再発防止策の内容以外の原処分における不開示情報について、法5条1号及び2号イの各不開示情報に該当するとして一部開示決定をした原処分は妥当である。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- |   |           |               |
|---|-----------|---------------|
| ① | 平成30年6月8日 | 諮問の受理         |
| ② | 同日        | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ | 同月25日     | 審議            |
| ④ | 同年7月4日    | 審査請求人から意見書を收受 |
| ⑤ | 同年9月10日   | 本件対象文書の見分及び審議 |
| ⑥ | 同年10月9日   | 審議            |
| ⑦ | 同月15日     | 審議            |
| ⑧ | 同年11月16日  | 審議            |

#### 第5 審査会の判断の理由

##### 1 本件対象文書について

本件対象文書は、会計検査院法27条の規定による報告（平成28年3月31日付け法務省会第1191号）である。

処分庁は、本件対象文書の一部を法5条1号及び2号イに該当するとして不開示とする原処分を行ったところ、審査請求人は、原処分の取消しを求めている。

これに対し、諮問庁は、「受託事業者における再発防止策の内容のうち、当該受託事業者における人員体制等の具体的措置が明らかになる記載以外の情報」の部分について新たに開示するとしているが、その余の不開示部分（以下「不開示維持部分」という。）については、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、不開示維持部分の不開示情報該当性について検討する。

##### 2 不開示維持部分の不開示情報該当性について

(1) 本件対象文書は、会計検査院法27条の規定により法務大臣から会計

検査院長宛てに発出された、特定法務局 A 出張所及び B 出張所における受託事業者の契約社員の不正による現金亡失事案についての報告書であるところ、同局 A 出張所で発生した受託事業者の契約社員による不正行為等の事案に関する報告が別紙 1（本件対象文書中の 2 枚目ないし 5 枚目。以下同じ。）に、同局 B 出張所で発生した受託事業者の契約社員による不正行為等の事案に関する報告が別紙 2（本件対象文書の 6 枚目ないし 9 枚目。以下同じ。）にそれぞれ記載されており、そのうち不開示維持部分は、各事案（被疑事実）に係る「2 被疑者の氏名」の項の被疑者（同局 A 出張所で発生した別紙 1 の事案の特定被疑者 A 及び同局 B 出張所で発生した別紙 2 の事案の特定被疑者 B）の氏名、「3 監督者の氏名等」の項の監督者の官職（本件対象文書が作成された時点の官職を含む。）・氏名・監督期間、「4 被疑事実発生の日及び場所」の項の被疑事実の発生日（発生した期間の始めと終わりの日。以下同じ。）、「5 被疑事実の詳細」の項の記載部分の一部（被疑者の行為の具体的な内容、乙号事務を民間事業者に委託していない期間及び被疑者の経歴に係る記載部分）、「6 被疑事実発覚の端緒」の項の記載部分、「7 被疑事実発覚後の処置」の項の記載部分の一部（受託事業者名、日付、被疑事実発覚後の処置内容、再発防止策の内容等）並びに「8 損害の補てん状況」の項、「9 被疑者に対する刑事訴訟の進行状況」の項及び「10 関係者に対する懲戒処分等の状況」の項の各記載部分であると認められる。

(2) 不開示維持部分のうち、下記(3)及び(4)で検討する部分を除く部分の不開示情報該当性について（別紙 1 及び別紙 2 の関係）

ア 諮問庁の説明の要旨

上記第 3 の 3 (2) アないしウのとおり。

イ 検討

(ア) 法 5 条 1 号本文前段該当性について

本件対象文書中の別紙 1 には、特定法務局 A 出張所における受託事業者の契約社員（特定被疑者 A）の不正行為等が、特定被疑者 A の氏名とともに記載されており、また、本件対象文書中の別紙 2 には、同局 B 出張所における受託事業者の契約社員（特定被疑者 B）の不正行為等が、特定被疑者 B の氏名とともに記載されていることから、別紙 1 及び別紙 2（ただし、下記(3)及び(4)で検討する部分を除く。）は、それぞれ一体として法 5 条 1 号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。

(イ) 法 5 条 1 号ただし書該当性について

当審査会において、本件諮問書に添付された資料を確認し、併せ

て、当審査会事務局職員をして、会計検査院及び法務省の各ウェブサイトを確認させたところによると、これらのウェブサイトには、本件対象文書中の特定法務局 A 出張所（別紙 1 の関係）及び B 出張所（別紙 2 の関係）で発生した各不正行為等に関する事実は掲載されておらず、また、特定法務局の記者クラブ宛ての公表資料にも、標記の不開示維持部分と同じ内容の記載はないと認められる。

なお、審査請求人は、当該各不正行為等に関しては、メディアが報道しており、公知の事実である旨主張するが、諮問庁は、これらの報道機関により記事にされた情報は、法務省において公表したのではなく、報道機関の独自の取材によるものである旨説明し、これを覆すに足る事情はないから、当該報道内容をもって直ちに、当該各不正行為等に関する標記の不開示維持部分の内容につき、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報に該当するということはできず、審査請求人の上記の主張は採用できない。

したがって、標記の不開示維持部分に係る情報については、法 5 条 1 号ただし書イに該当するものとは認められず、また、同号ただし書ロに該当する事情も認められず、さらに、特定被疑者 A 及び特定被疑者 B はいずれも公務員ではなく受託事業者の契約社員であるから、同号ただし書ハにも該当しない。

(ウ) 法 6 条 2 項による部分開示について

- a 標記の不開示維持部分のうち、「3 監督者の氏名等」の項の各監督者の氏名については、当該各監督者が、その各官職とともに、国立印刷局編「職員録」に掲載されている職員であると認められることから、各監督者の氏名及び現官職（本件対象文書が作成された時点の官職）は、職員録等の他の情報と照合することにより、被疑事実の発生日が推測可能になると認められる。また、「3 監督者の氏名等」の項の各監督者の監督期間、「6 被疑事実発覚の端緒」の項の年号及び日付、「7 被疑事実発覚後の処置」の項の記載部分の一部（下記 f で検討する再発防止策に関する期間、日付及び時期に係る記載部分を除く。）、「8 損害の補てん状況」の項の記載部分（別紙 1 については、損害の補てんの具体的な金額等に係る部分である本件対象文書の 5 枚目 1 1 行目 1 9 文字目ないし 1 2 行目 2 4 文字目、1 3 行目 1 3 文字目ないし 2 4 文字目、1 5 行目 1 4 文字目ないし 2 4 文字目、1 6 行目 1 9 文字目ないし 2 9 文字目の部分に限り、また、別紙 2 については、損害の補てんの具体的な金額等に係る部分である本件対象文書の 9 枚目 1 行目 1 文字目ないし 1 1 文字目、2 行目 9 文

字目ないし26文字目の部分に限る。)並びに「9 被疑者に対する刑事訴訟の進行状況」の項の記載部分については、当該各被疑者を特定する手掛かりになり得るものと認められる。したがって、これらを公にすると、当該各被疑者の知られたくない過去に犯した不正行為等に関する機微な情報が、当時の同僚、知人その他の関係者に知られることになり、当該各被疑者の権利利益が害されるおそれがないとは認められず、部分開示をすることはできない。

- b 標記の不開示維持部分のうち、「3 監督者の氏名等」の項の各監督者の官職(本件対象文書が作成された時点の官職を除く。以下、この項において同じ。)については、各監督者の氏名と一体となって公にしない限り、当該各被疑者を特定する手掛かりになり得るとは認められないところ、上記aのとおり、各監督者の氏名を部分開示することはできないのであるから、当該各監督者の官職は、これを公にしても、当該各被疑者の権利利益が害されるおそれはないものと認められるので、法6条2項により開示すべきである(別表の項番1及び6がこれに該当する。)
- c 標記の不開示維持部分のうち、「4 被疑事実発生の日及び場所」の項の被疑事実の発生日及び「5 被疑事実の詳細」の項の被疑者の行為の具体的な内容や被疑者の経歴に係る記載部分については、特定の個人(特定被疑者A及び特定被疑者B)を識別できることとなる記述等の部分であることから、部分開示の余地はない。
- d 標記の不開示維持部分のうち、「5 被疑事実の詳細」の項の乙号事務を民間事業者に委託していない期間に係る記載部分については、当審査会事務局職員をして法務省のウェブサイトを確認させたところによると、乙号事務を民間事業者に委託していない期間は同ウェブサイトに掲載されていると認められ、したがって、これを公にしても、当該各被疑者の権利利益が害されるおそれはないものと認められるので、法6条2項により開示すべきである(別表の項番2及び7の各一部がこれに該当する。)
- e 標記の不開示維持部分のうち、「6 被疑事実発覚の端緒」の項の記載部分(年号及び日付を除く。)については、各被疑事実発覚の端緒が端的に記載されているにすぎないから、これにより当該各被疑事実の詳細な手口を推測し、又は当該各被疑者を特定する手掛かりになり得るとまでは認められず、したがっ

て、これを公にしても、当該各被疑者の権利利益が害されるおそれはないものと認められるので、法6条2項により開示すべきである（別表の項番3及び8がこれに該当する。）。

- f 標記の不開示維持部分のうち、「7 被疑事実発覚後の処置」の項の再発防止策に関する期間、日付及び時期に係る記載部分の不開示の理由について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、当該記載部分を公にすると、当該各被疑事実の期間が明らかとなり、当該各被疑者の特定につながるおそれがあるとのことであった。

そこで検討すると、当該記載部分を公にした場合、当該各被疑事実を行った時期を推測できる可能性があることは否定し難い。

しかしながら、当審査会において、本件諮問書に添付された資料を確認したところによると、上記第3の3(2)イ(ア)のとおり、本件対象文書中の特定法務局A出張所及びB出張所で発生した各不正行為に関する被疑事実については、平成27年3月13日（同局A出張所で発生した不正行為の関係）及び同年5月15日（同局B出張所で発生した不正行為の関係）に、それぞれ同局から記者クラブへの資料提供により公表されていることが明らかである。そして、当該各公表資料には、各被疑事実の発生期間（ただし、その一部の期間。以下同じ。）が記載されていることから、再発防止策に関する期間、日付及び時期が、当該各公表資料に記載された各被疑事実の発生期間以降のものであれば、これを公にしても、当該各被疑者の特定につながるおそれが生じることなどにより当該各被疑者の権利利益が害されるおそれがあるとはいえない。

そうすると、当該記載部分、すなわち、再発防止策に関する期間、日付及び時期は、当該各公表資料に記載されている各被疑事実の発生期間以降のものであることは明らかであるから、これを公にしても、当該各被疑者の権利利益が害されるおそれはないものと認められる。したがって、当該記載部分は、法6条2項により開示すべきである（別表の項番4及び9の各一部がこれに該当する。なお、当該記載部分は下記(4)で検討する部分にも当たるところ、これが法5条2号イにも該当せず、開示すべきであることについては、下記(4)で判断するとおりである。）。

- g 標記の不開示維持部分のうち、「8 損害の補てん状況」の項の記載部分（上記aで検討した部分を除く部分。）については、損害の補てんに関する内容ではあるが、上記aで部分開示をす

ることはできないとした損害の補てんの具体的な金額等に係る部分ではないことから、当該各被疑者を特定できる手掛かりになり得るとまでは認められず、したがって、これを公にしても、当該各被疑者の権利利益が害されるおそれはないものと認められるので、法6条2項により開示すべきである（別表の項番5及び10がこれに該当する。）。

- (3) 不開示維持部分のうち、「10 関係者に対する懲戒処分等の状況」の項の記載部分の不開示情報該当性について（別紙1及び別紙2の関係）

標記の不開示維持部分の不開示情報該当性につき、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、当該記載部分を公にすることにより害されるおそれのある権利利益は、当該各被疑者以外の関係者（懲戒処分等の被処分者である法務省職員）の権利利益であり、当該関係者に対する懲戒処分等の有無は、法5条1号の個人に関する情報に当たるとのことであった。

そこで検討すると、当該記載部分は、個人に関する情報であることが明らかであり、これにより特定の個人を識別することはできないが、これを公にすると、各被疑者以外の関係者（懲戒処分等の被処分者である法務省職員）の権利利益が害されるおそれがないとはいえないから、法5条1号本文後段に該当するところ、同号ただし書イ及びロに該当する事情は認められず、また、懲戒処分等を受けることは、当該被処分者に分任された職務遂行の内容に係る情報とはいえず、当該記載部分の情報が同号ただし書ハに該当するとは認められない。

したがって、標記の不開示維持部分は、法5条1号に該当し、不開示とすることは妥当である。

- (4) 不開示維持部分のうち、受託事業者名（ただし、各被疑事実の発生当時の受託事業者名）及び「7 被疑事実発覚後の処置」の項の受託事業者における再発防止策の内容に係る記載部分の一部（当該受託事業者における人員体制等の具体的措置が明らかになる記載部分）の不開示情報該当性について（別紙1及び別紙2の関係）

ア 諮問庁の説明の要旨

上記第3の3（2）エのとおり。

イ 検討

当審査会において、本件諮問書に添付された資料を確認したところによると、確かに、諮問庁の説明するとおり、特定法務局の記者クラブ宛ての公表資料では、標記の受託事業者名自体は公表されていないと認められる。

しかしながら、当審査会事務局職員をして「法務局ホームページ」

と題するウェブサイトを確認させたところによると、同ウェブサイトには、年度ごとの乙号事務の委託先事業者（受託事業者名）の情報が掲載されていて、各法務局の出張所名と受託事業者名が一体として明示されていると認められ、特定法務局 A 出張所及び B 出張所の受託事業者名は、既に法務省により公にされている情報であるといえるから、上記の記者クラブ宛ての公表資料の記載内容（そのうちの各被疑事実の発生期間）と照合することにより、各被疑事実の発生当時の受託事業者名は、自ずと明らかになる情報であると認められる。

そうすると、不開示維持部分のうちの受託事業者名を公にしても、当該受託事業者に関して新たな風評被害等が生じることなどにより、当該受託事業者の社会的信用が更に低下し、同業他社との競争関係において不利益を被るおそれが生ずるなどし、その結果、法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとまでは認められない。

したがって、不開示維持部分のうちの受託事業者名は、法 5 条 2 号イに該当せず、上記（2）イ（ウ）a で検討した同条 1 号に該当し部分開示をすることができないとした部分に記載がある当該受託事業者名を除き、開示すべきである（別表の項番 2 ないし 5 及び 7 ないし 10 の各一部がこれに該当する。）。

また、「7 被疑事実発覚後の処置」の項の受託事業者における再発防止策の内容に係る記載部分の一部（当該受託事業者における人員体制等の具体的措置が明らかになる記載部分）については、これを公にしても、当該受託事業者が具体的な事務処理体制の充実・強化を図ったことが明らかになるだけであって、当該受託事業者に関して新たな風評被害等が生ずるおそれがあるとは認められない。したがって、当該記載部分は、これを公にしても、当該受託事業者の社会的信用が更に低下し、同業他社との競争関係において不利益を被るおそれが生ずるなどし、その結果、法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとまでは認められないことから、法 5 条 2 号イに該当せず、開示すべきである（別表の項番 4 及び 9 がこれに該当する。）。

### 3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

### 4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法 5 条 1 号及び 2 号イに該当するとして不開示とした決定については、諮問庁がなお不開示と

すべきとしている部分のうち、別表に掲げる部分以外の部分は、同条1号に該当すると認められるので、不開示とすることは妥当であるが、別表に掲げる部分は、同条1号及び2号イのいずれにも該当せず、開示すべきであると判断した。

(第1部会)

委員 岡田雄一, 委員 池田陽子, 委員 下井康史



別表（開示すべき部分）

項番	開示すべき部分
1	別紙1の「3 監督者の氏名等」の項の記載部分のうち(1)の官職の全部並びに(2)及び(3)の官職の1行目
2	別紙1の「5 被疑事実の詳細」の項の記載部分のうち(1)の不開示維持部分の全部、(2)の4行目3文字目ないし5行目8文字目及び(3)の1行目22文字目ないし2行目10文字目
3	別紙1の「6 被疑事実発覚の端緒」の項の記載部分のうちの年号及び日付を除く部分
4	別紙1の「7 被疑事実発覚後の処置」の項の記載部分のうち(4)の不開示維持部分の全部
5	別紙1の「8 損害の補てん状況」の項のうちの1行目1文字目ないし18文字目、2行目25文字目ないし3行目12文字目、25文字目ないし5行目13文字目、25文字目ないし6行目18文字目及び35文字目ないし7行目
6	別紙2の「3 監督者の氏名等」の項の記載部分のうち(1)の官職の全部並びに(2)及び(3)の官職の1行目
7	別紙2の「5 被疑事実の詳細」の項の記載部分のうち(1)の不開示維持部分の全部、(2)の4行目4文字目ないし5行目8文字目及び(3)の1行目9文字目ないし33文字目
8	別紙2の「6 被疑事実発覚の端緒」の項の記載部分のうちの年号及び日付を除く部分
9	別紙2の「7 被疑事実発覚後の処置」の項の記載部分のうち(4)の不開示維持部分の全部
10	別紙2の「8 損害の補てん状況」の項の記載部分のうちの1行目、2行目12文字目ないし3行目8文字目及び27文字目ないし35文字目

- (注) 1 表中の行数の数え方については、各該当箇所の最初の行（表題のみ記載された行の場合は、その次の行）を1行目として数える。
- 2 表中の文字数の数え方については、句読点及びかっこも1文字と数え、空白部分を数えない。